

島根県後期高齢者医療広域連合告示第14号

島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定に基づき、平成18年度における人事行政の運営状況を別紙のとおり公表する。

平成19年12月6日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



平成18年度における人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員はすべて、構成市町、島根県及び島根県国民健康保険団体連合会からの派遣によるものある。

職員数

平成19年2月1日現在	5人
平成19年4月1日現在	24人

2 職員の給与の状況

市町及び県から派遣されている職員の給与は、派遣元の市町又は県から支給している。なお、支給額に相当する額等を広域連合から負担金として派遣元へ支払うことにより、派遣職員の給与は原則広域連合が負担している。また、島根県国民健康保険団体連合会から派遣されている職員については、時間外勤務手当を除く給与すべてについて当連合会から支払われている。

(1) 人件費の状況（平成18年度決算 ※18年度は広域連合設立後の2ヶ月分）

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
7,717千円	4,644千円	4,896千円	63.4%

※人件費には、職員手当（管理職手当、時間外勤務手当等）のほか、共済費を含む。

(2) 職員給与の状況（平成18年度決算）

職員数 (A)	給与額（単位：千円）				1人当たり 給与費 (B/A)	共済費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
5人	3,585	728	0	4,313	863千円	583千円

(注) 職員手当には、退職手当を含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

平均年齢	38歳7ヶ月
平均給料月額	309,366円

(注) 平均給料月額の算出にあたっては、島根県国民健康保険団体連合会から派遣されている職員は除いている。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から午後1時

(2) 休暇・休業制度の状況（平成18年度実績）

年次有給休暇	1人あたり平均2.5日
特別休暇	取得実績なし
病気・介護休暇	取得実績なし
育児休業等	取得実績なし

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分及び懲戒処分は、職員の派遣元の団体と協議の上で派遣元の団体において行う。平成18年度において、分限処分及び懲戒処分の実績はなし。

5 職員のサービスの状況

サービスについては、島根県後期高齢者医療広域連合職員サービス規程に基づき職務の執行にあっている。なお、平成18年度の営利企業等への従事許可の実績はなし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員は、派遣元の団体が実施する研修に参加している。勤務成績の評定についても派遣元団体において行われている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員衛生委員会を設置し、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めている。各種健康診断等の厚生事業については、派遣元で実施している。

(2) 公務災害補償の状況

公務災害・通勤災害の認定件数の実績はなし。